

学術分科会における委員会の設置について（案）

平成 29 年 3 月 14 日

学 術 分 科 会

科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第 3 条の規定に基づき、以下の委員会を設置する。

委員会名	概 要	調 査 事 項
学術情報委員会（※ 1）	研究・教育の高度化を支える学術情報の普及・活用等に関わる事項について総合的に調査する。	○学術情報の流通・発信の強化及びそのための基盤整備の在り方 ○その他学術情報の利活用の促進に関する事項
脳科学委員会（※ 1 ※ 2）	脳科学に関する研究開発計画の作成及び推進並びに学術研究の振興及び評価に係る事項を総合的に調査する。	○脳科学研究の基本的構想及び推進方策 ○脳科学と社会との関係 ○脳科学研究に関する評価 ○その他脳科学研究に関する諸課題

※ 1 分科会の委員、臨時委員を分属するとともに、必要に応じて、専門委員を追加する。

※ 2 脳科学委員会は、脳科学研究を戦略的に推進するための体制整備の在り方のほか、人文・社会科学との融合、さらには大学等における研究体制等を含めた長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策の調査検討を行うことから、研究計画・評価分科会と学術分科会との合同設置とする（参考参照）。

脳科学委員会の設置について（案）

平成29年3月 日
研究計画・評価分科会
学 術 分 科 会

1. 設置の趣旨

脳科学に係る研究開発の推進及び評価並びに脳科学に係る学術の振興に関する事項を総合的に調査検討するため、脳科学委員会を設置する。

2. 調査検討事項

- (1) 脳科学研究の基本的構想及び推進方策について
- (2) 脳科学と社会との関係について
- (3) 脳科学研究に関する評価について
- (4) その他、脳科学研究に関する諸課題について

3. 設置の形態

脳科学委員会は、脳科学研究を戦略的に推進するための体制整備の在り方のほか、人文・社会科学との融合、さらには大学等における研究体制等を含めた長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策の調査検討を行うことから、研究計画・評価分科会と学術分科会との合同設置とする。